

手話言語法ニュース

2018年6月29日 No.53

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F
TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445
手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二
法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩
普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・岡野美也子・倉野直紀
条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司

2018（平成30）年度全国手話言語市区長会総会開催

6月6日、東京都千代田区の都市センターホテルコスモスホールで「全国手話言語市区長会（以下、手話市長会）総会」が開催されました。

当日は手話市長会会長の田岡克介石狩市長（以下、田岡手話市長会会長）、事務局長の泉房徳明石市長（以下、泉手話市長会事務局長）をはじめ昨年度を上回る100名の会員市長が出席し、行政関係者、加盟団体・手話関係団体役員、マスコミ、スタッフ等を含め約270名の参加がありました。

【総会】
～挨拶～



田岡手話市長会会長

開会では田岡手話市長会会長が、また来賓として日本財団の尾形武寿理事長、連盟理事長の石野が挨拶しました。



尾形理事長



連盟理事長 石野

手話市長会は会員市に対し手話関連条例の制定状況、手話通訳職員の雇用状況、小・中学校での手話に関する授業等の施策実施状況等の「手話関連施策アンケート」を実施したことを公開しました

●連盟HP 「手話関連施策アンケート 施策一覧」
<https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/20180606-sg-h-chokai-shisaku.pdf>

【総会議事】

総会議事では手話市長会副会長の鈴木健一伊勢市長が議事進行を務め、泉手話市長会事務局長から、2017年度の手話劇祭（於：石狩市）の開催や行政職員向け手話講習会などの事業報告と2018年度の新役員、事業計画として2017年度に引き続き手話劇祭（於：郡山市）の開催などの説明があり、満場一致で承認されました。



泉手話市長会事務局長



鈴木手話市長会副会長

【新役員挨拶（理事）】

2018年度から、新たに平尾道雄米原市長（滋賀県）、桂川孝裕亀岡市長（京都府）、安田正義加東市長（兵庫県）、藤道健二萩市長（山口県）の4名が理事として就任されました。



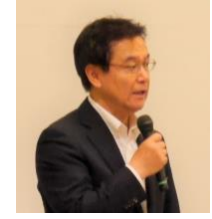
平尾道雄米原市長



桂川孝裕亀岡市長



安田正義加東市長



藤道健二萩市長

その後日本財団の筒井氏より「手話教育教材」「電話リレーサービスモデルプロジェクト」の報告を、また社会福祉法人全国手話研修センターの小出新一常務理事より行政職員向け手話講習会について報告しました。



日本財団 筒井氏

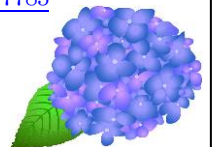


小出新一常務理事

2017年6月7日の総会以降、ろう者や手話言語への理解は急速な広まりを見せており、手話市長会の会員数は463自治体（2018年6月11日現在）に上り、手話言語条例の制定においても179自治体（2018年5月10日現在）で制定されました。

今後も連盟では手話市長会の活動やご協力を大きな力に、引き続き「手話言語法」早期制定に向けて取り組んで参ります。

●連盟HP 「全国手話言語市区長会 総会」開催
<https://www.jfd.or.jp/2018/06/13/pid17783>



地域が変わった！ ～条例制定後の今～

今号から、手話言語条例制定後の各自治体の施策や課題、地域がどのように変わったかなどを紹介していきます。

今月は、三重県手話言語条例委員会の倉野直紀委員が三重県の施策や課題などを紹介します。

～三重県のその後～ 倉野 直紀 (三重県手話言語条例委員会 委員)

【手話言語条例の施策とその背景】

2017年4月から施行された三重県手話言語条例に基づき、県は①県民手話講座事業②県職員及び市町職員に対する研修事業③県ホームページ等における手話動画事業④手話通訳を行う人材の育成等におけるスキルアップ講座のカリキュラム作成事業（予算約200万円（当時））を三重県聴覚障害者協会に委託し実施した。

【概要】

① 県民手話講座事業

- ・県民に手話を広めるため、県内20ヶ所で『県民手話講座』を行った。
- ・手話だけではなく、聴覚障害者への理解や災害時の支援への気付きも図るため、「聞こえないことや災害時に困ること」の講義も含めた。
- ・2017年度の総受講者数は458名（主に民生委員やボランティア、自治会役員等）

② 県職員及び市町職員に対する研修事業

- ・条例の取り組みを共に行いたいと三重県手話通訳問題研究会に研修講師を依頼。
- ・聴覚障害者への合理的配慮や、聞こえないことについて理解促進を図るため、ワークショップと実技がセットとなった研修。
- ・県内10ヶ所で行い、総受講者数は124名。

③ 県ホームページ等における手話動画事業

- ・手話を動画で学べるよう、簡単な挨拶やさまざまな場面で使われる単語や県内市町名などの単語を55語収録し、県HPで公開。
- ・手話モデルはその場面に関する県職員（例、あいさつ関連→県民交流課）

④手話通訳を行う人材の育成等におけるスキルアップ講座のカリキュラム作成事業

- ・手話奉仕員養成講座の修了者を手話通訳養成講座へつなげられない、また地域ごとによる修了者の技術面のばらつきという課題を解消したい。
- ・厚生労働省は手話奉仕員ステップアップ講座のカリキュラムを出していないため、市町のステップアップ講座の内容がバラバラ。市町も悩んでいる。
- ・県内統一の「手話奉仕員スキルアップ講座カリキュラム」や「手話学習者のロードマップ」を作成し、市町へ通知した。

【条例制定後の変化と課題】

- 民生委員や自治会役員等に、「聞こえない人には筆談でいいと思っていたがそうではないことがわかった。手話通訳派遣制度も知らなかった」と、聴覚障害についての理解が進むきっかけになった。
- 三重県が子供を対象に実施した電子アンケート「キッズ・モニター」で、「三重県手話言語条例を知っていますか？」に対し、「知っている」と回答したのは平成29年1月時点で1.8%だったが、平成30年1月では4.1%に増加した。
- 三重県聴覚障害者支援センターの手話通訳派遣件数は、条例が施行してからはかなり増加した。また障害者差別解消法施行の効果も相まったのだと思う。しかし通訳者が足りないとかなり危機感を持っている。

●手話奉仕員スキルアップ講座カリキュラムについて市町からの問い合わせがあり、すぐに取り入れた市町がある。現在、当協会が手話奉仕員スキルアップ講師の養成を行っている。

- 一方で、2018年度の手話関連施策の予算は2017年度の3分の1になった。条例の予算は県が独自で捻出しなければならず苦しい。
予算の裏付けとなる手話言語法の日でも早い制定が待たれる。



各地で続々成立 条例成立自治体「179」に

京都府

2018年3月12日、京都府議会で「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」が可決されました。

今後は、聴覚に障害のある乳幼児・保護者、中途失聴者に対する手話学習及び要約筆記、触手話等を含む手話以外のコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供・確保、ろう学校の教員への手話研修等の施策を行っていく予定としています。

条例の検討会議で議長を務めた京都聴覚言語障害者福祉協会の高田英一理事長は「昔は手話に対し周りの目は冷たかった。やっと手話が日の目を見たという気持ちで感慨深い。条例を生かすも殺すも社会次第で、これがゴールではない。」と自身の幼少期を振り返りながら述べました。

同日に施行されました。



京都府議会議場で記念撮影

埼玉県皆野町

2018年3月12日、皆野町議会で「皆野町手話言語条例」が可決されました。

51号でご紹介した通り、秩父地域の1市4町で連携を取り、手話に関する施策等を取り組んでいく予定です。

4月1日に施行されました。

皆野町の石木戸道也町長（後列左から8番目）と共に



青森県弘前市

2018年3月14日、弘前市議会で「弘前市手話言語条例」が可決されました。

同市は条例制定にあたり、2018年1月から市長の定例記者会見に手話通訳の導入を開始しました。

葛西憲之市長（当時）は「今後は、条例に基づいて手話の普及、啓発や手話による情報取得の機会拡大などの推進に努めていきたい。」と述べました。

3月16日に施行されました。



弘前市議会議場前で記念撮影